

第 1 号議案

「公益社団法人徳島県産業国際化支援機構役員の報酬並びに費用に関する規程」
の改定案について

公益社団法人徳島県産業国際化支援機構役員の報酬並びに費用に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人徳島県産業国際化支援機構（以下「本機構」という。）定款第19条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、本機構を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、通勤手当等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 本機構は、常勤役員及び監事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 （別表）役員俸給表に基づき、常勤役員に報酬及び賞与を、また監事に報酬を支給する。
- 3 常勤役員に、退職金は支給しない。
- 4 常勤役員以外の役員には、報酬、役員賞与及び退職金は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 本機構の常勤役員の報酬額及び賞与の額は、（別表）役員俸給表の範囲内で、会長が理事会の承認を得て、決定する。

- 2 監事の報酬額は、（別表）役員俸給表の範囲内で、監事の協議によって、決定する。

（報酬等の支給）

第5条 常勤役員の報酬等の支給日、支給方法並びに報酬等から控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

- 2 監事の報酬の支給日は、別途監事と協議して定めることができる。

（費用）

第6条 本機構は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

（公表）

第7条 本機構は、この規程をもって、認定法第20条に定める報酬等の支給の基準として公表

するものとする。

(改 正)

第8条 この規程の改廃は、総会の議決により行うものとする。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人徳島県物産協会の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和8年 月 日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の(別表)役員俸給表の規定は、令和8年4月20日から適用する。

(別表) 役員俸給表(単位:円)

役 員		報酬等の額
常勤役員		15,000,000 円以内/年額
監 事	公認会計士	240,000 円以内/年額
	上記以外	10,000 円以内/従事 1 回